岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例の概要

第１　改正の趣旨

企画部門と情報部門を統合し、情報政策の総合的な推進を図るため、組織の再編成を行う。

第２　改正の内容

(1)　契約に関する事項及び工事の検査に関する事項を企画財政部から総務部に移管する。

(2)　情報政策及び情報システムに関する事項を情報政策部から企画財政部に移管する。

第３　施行期日

令和７年４月１日

岩見沢市条例第　２　号

岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　７　年　３　月２６日

岩見沢市長　松　野　　哲

岩見沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

岩見沢市事務分掌条例（昭和４５年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１条中　「企画財政部
情報政策部
健康福祉部」　を　「企画財政部
健康福祉部」　に改める。

第３条総務部の項中第７号を第９号とし、第６号の次に次の２号を加える。

(7)　契約に関する事項

(8)　工事の検査に関する事項

第３条企画財政部の項第７号中「契約」を「情報政策及び情報システム」に改め、同項第８号を削り、同条情報政策部の項を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。